



「猫町」を包む
06.28 - 09.07
2025

萩原朔太郎の短編小説『猫町』の刊行90周年を記念し、ブックデザインがテーマの展覧会『猫町』を包む』を開催します。朔太郎の『猫町』と、現代のブックデザインによる50作品以上の『猫町』装丁作品を紹介します。

同館3階オーブンギャラリー
9月7日(日)まで

ブックデザインがテーマ 「『猫町』を包む」を開催

前橋文学館
☎027-235-8011



文学館で 戦争を考える

前橋文学館
☎027-235-8011

戦後80年の節目となる今年、「前橋空襲資料展一語り継ぐあの日の記憶、前橋にも空襲があった。」を開催。前橋空襲を題材に作られた紙芝居の原画や関連資料を展示します。

7月19日(土)～8月31日(日)9時～17時(入館は16時30分まで)

●関連プログラム
紙芝居朗読と講話「前橋くうしゅう わたしの八月五日」
8月2日(土)10時～11時
出演＝〈朗読〉鈴木みどりさん〈講話〉原田恒弘さん

当日会場へ直接



前橋空襲から80年 8月5日は「まえばし平和祈念の日」

共生社会推進課 ☎027-898-6517



昭和20年8月5日の前橋空襲による犠牲者を追悼し、市民一人一人が恒久的な平和を祈る機会とするため、8月5日を「まえばし平和祈念の日」と決めました。このことをきっかけに平和について考えましょう。

平和への祈りを込めて 前橋空襲一斉慰霊

文化国際課
☎027-898-6992

市街地の8割が焦土と化し、600人近くもの尊い命が奪われた前橋空襲。被害の大きかった中心市街地の神社や教会と市内全域の寺院が、8月5日(火)16時50分から犠牲者の供養と平和への祈りを込め、鐘と太鼓を鳴らします。

●前橋空襲一斉慰霊
前橋学市民学芸員による前橋空襲の解説や施設代表者の講話などを実施します。

同日16時～17時
場 前橋八幡宮(本町二丁目)、正幸寺(三河町一丁目)、長昌寺(紅雲町一丁目)、橋林寺(住吉町一丁目)、前橋カトリック教会(大手町二丁目)、前橋ハリストス正教会(千代田町一丁目)

●紙芝居「前橋空襲と奥野とめ子さん」
前橋空襲にまつわる紙芝居を前橋学市民学芸員

が実演。鑑賞者には先着でアイスをプレゼントします。

同日10時～11時30分
場 昌賢学園まえばしホール1階ロビー
以上の2つは当日会場へ

●前橋空襲を語り継ぐ場バスツアー
中心市街地に残る前橋空襲に関連する場所をガイドします。終了後は一斉慰霊に参加します。

同日13時～15時10分
コース＝前橋空襲と復興資料館～前橋空襲爆撃照準点(千代田町二丁目)～教徳寺親子地蔵(城東町二丁目)～前橋空襲追悼碑(住吉町二丁目)

一般、先着20人
7月7日(月)～31日(木)に文化国際課へ

文学館へ
7月26日(土)14時
一般、先着80人
700円
以上の2つは前橋文学館へ

●ワークショップや朗読会
①「えっ!?本がこんなにちっちゃいニヤー!」
豆本を作るワークショップ
県立女子大准教授・奥西麻由子さんを講師に同大の学生と豆本を作ります。
7月12日(土)10時～13時30分
小学生以上(小学生は保護者同伴)、先着各20人
500円

②『猫町』を読む
河崎早春×萩原朔美 俳優・朗読家の河崎早春さんと同館特別館長が『猫町』の奇妙で幻想的なストーリーを朗読します。
7月26日(土)14時
一般、先着80人
700円
以上の2つは前橋文学館へ



河崎 早春さん

夏休みはアーツ前橋へ 展示やイベント楽しんで

アーツ前橋
☎027-230-1144

新収蔵作品展では、過去3年間に収蔵した作品を公開。地下ギャラリーのコレクション+では、当館所蔵作品を中心とした、女性アーティストを特集展示。これらに白井ゆみ枝さんと津野青嵐さんが参加します。

7月19日(土)～8月26日(火)
新収蔵作品展は無料。コレクション+は一般500円、学生・65歳以上・団体(10人以上)300円、高校生以下無料

●関連イベント
①学芸員によるギャラリートーク
7月26日(土)・8月16日(土)、14時～15時
当日同館へ直接

②おしゃべりアートデイズ
8月9日(土)14時
一般、5人程度
③版画ワークショップ
8月11日(月)13時30分
講師＝道又蒼彩さん
小学生以上、先着10人
②③は、7月1日(火)から二次元コードのホームページで

●あーつひろば
アートを鑑賞したり工作を楽しんだり、子どもも大人も参加できるイベントプログラムです。
8月2日(土)13時～16時
当日同館交流スペースへ直接



対象者へ通知を発送 定額減税補足給付金を支給

不足額給付コールセンター
☎027-212-7311



定額減税補足給付金(不足額給付金)とは、昨年度に実施した定額減税しきれない人への調整給付の支給額に不足が生じる場合に追加で給付するものです。

●7月下旬から給付を開始
対象者へ7月から順次通知を発送し、7月下旬から給付を開始します。なお、昨年中に本市に転入した人などは、8月以降に通知を発送。対象者で通知が届かない人は申請が必要な場合があります。詳しくは問い合わせてください。

●不足額給付Ⅰ
昨年実施した調整給付の算定で、令和5年分所得税額(令和6年分推計所得税額)で算定したことなどにより、令和6年分所得税と定額減税の実績額が確定した後、本来給付すべき所要額と調整給付額との間で差額が生じた人

【例】
・令和5年中の所得に比べ令和6年中所得が減少したことにより、令和6年分所得税額が少なくなった人
・令和6年中にこどもの出生などで扶養親族が増加し定額減税額が多くなった人
給付額＝本来の所要額と調整給付額との差額を1万円単位に切り上げて支給

●不足額給付Ⅱ
本人や扶養親族として定額減税の対象外(令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割が発生していない)で令和6年中に支給した低所得者世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員でない人など

【例】
・青色か白色事業専従者
・合計所得金額が48万円超の人
給付額＝原則1人4万円(昨年1月1日に国外に住んでいた人などは3万円)